

令和4年度島根県貨物自動車運送事業者燃料費高騰緊急支援事業の実施について

昨今の燃料費高騰により、各運送事業者の皆様が厳しい経営環境に置かれていることから、別添実施要領により、緊急支援事業を実施いたします。

支援金の交付を希望される場合には、下記のとおり関係書類を添付のうえ、期限までに申請いただきますよう御案内いたします。

記

◎燃料費高騰緊急支援金の概要

1. 趣旨

燃油価格高騰により経営に影響を受けている県内の貨物自動車運送事業者に支援金を支給し、貨物運送体制の維持・確保を図る。

2. 申請期間

令和5年1月16日（月）から令和5年2月28日（火）（締切日午後5時必着）まで

3. 支給対象事業者

貨物自動車運送事業に必要な許可、認可又は届出を受け、県内で当該貨物自動車運送事業を継続して営んでいる事業者 （※公益社団法人島根県トラック協会会員以外の事業者も対象）

4. 支給対象車両（次のいずれにも該当する車両）

①令和5年1月1日時点において、現に事業用として保有する貨物自動車及び貨物軽自動車（被牽引車及び霊柩事業車輛は除く。）

②中国運輸局島根運輸支局に登録されている車両（「島根」ナンバー、「出雲」ナンバー）

5. 支援金額

①一般又は特定貨物自動車運送事業の用に供する普通・小型自動車（緑ナンバー）

1台あたり 16,000円

②貨物軽自動車運送事業の用に供する軽自動車（黒ナンバー）

1台あたり 5,000円

ただし、支援金交付対象者ごとの支援金の額は、50台分を上限とする。

◎申請方法等

1. 申請書類

①令和4年度島根県貨物自動車運送事業者燃料費高騰緊急支援金交付申請書兼請求書（様式第1号、別紙）

②誓約書（様式第2号）

③貨物運送事業の許可を証する書類の写し

※公益社団法人島根県トラック協会会員は、添付を省略することができます

※島根県トラック協会の会員以外で、許可を証する書類がない場合には、「証明願」（別添）を島根運輸支局へ提出して、証明書を取得してください。

（提出及び問合せ先は、島根運輸支局 輸送担当 0852-37-1311 となります）

④申請する車両の自動車検査証の写し（有効期間の満了する日に達していないこと）

⑤振込先口座が分かる通帳等の写し

2. 申請方法

支援金の交付を受けようとする場合は、上記申請書類を期限までに下記の提出先に直接又は郵送により提出してください。

3. 提出先

〒690-0001 松江市東朝日町194-1 (Tel: 0852-21-4272)

公益社団法人 島根県トラック協会内

「島根県貨物自動車運送事業者燃料費高騰緊急支援事業事務局」

（受付時間：9時～17時）※土日、祝日を除く

令和4年度島根県貨物自動車運送事業者燃料費高騰緊急支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 公益社団法人島根県トラック協会（以下「協会」という。）は、燃油価格高騰の影響を受けるなか、物流の基幹的役割を担っている県内の貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対し、事業者からの申請に基づき、貨物自動車運送事業者燃料費高騰緊急支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付する。

(事務局)

第2条 本事業における支援金の交付等に係る事務を遂行するため、協会に島根県貨物自動車運送事業者燃料費高騰緊急支援事業事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(支援対象者)

第3条 支援金の交付対象となる事業者（以下「支援対象者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 令和4年10月1日時点で、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業（いわゆる霊柩事業は除く）を営んでいること。
- (2) 島根県内に営業拠点をおく法人、もしくは個人事業主であること。
- (3) 支援金の交付申請時点で事業継続の意向があること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係のある者でないこと。

(対象車両及び支援金の額)

第4条 支援金の額は、支援対象者が令和5年1月1日現在で事業に使用する、県内において許可又は届け出された事業用車両（霊柩事業用車両、三輪の軽自動車、二輪の自動車及び被牽引車（トレーラー）を除く。）に対して、車両の種類による区分により算定し、決定する。

支援金対象車両の種別（道路運動車両法の種別）	支援金額
一般又は特定貨物自動車運送事業の用に供する小型・普通自動車（緑ナンバー）	1台あたり 16,000円
貨物軽自動車運送事業の用に供する軽自動車（黒ナンバー）	1台あたり 5,000円

- 2 支援対象者ごとの支援金の額は、50台分を上限とする。
- 3 この支援金は、消費税及び地方消費税を対象とするものではない。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする支援対象者は、以下の書類を事務局に提出しなければならない。

- (1) 支援金交付申請書兼請求書（様式第1号、別紙）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 貨物運送事業の許可を証する書類の写し（ただし、協会の会員は、添付を省略することができる。）
- (4) 申請する車両の自動車検査証の写し
- (5) 振込先口座が分かる通帳等の写し

(支援金の交付決定及び額の確定)

第6条 事務局は、前条の申請書の内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、支援金の交付を決定し、支援対象者に通知するものとする。

- 2 事務局は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。
- 3 第1項の通知は、額の確定通知を兼ねるものとする。

(支援金の交付)

第7条 事務局は、前条の規定による支援金の交付決定及び額の確定を行った場合は、当該支援対象者に支援金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第8条 事務局は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要領又は支援金の交付決定の際に付した条件に違反したとき
- (2) 提出書類の記載事項に虚偽があったとき。
- (3) 申請時に誓約した内容に違反したとき。
- (4) 支援金を交付する目的に著しく反する行為があったとき
- (5) 前各号のほか、業務に関する法令違反など、支援対象者として相応しくないと認められたとき

2 事務局は、前項の規定により、支援金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する支援金が支給されているときは、当該支給を受けた支援対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第9条 支援対象者は、支援金に関する書類を、支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

この要領は、令和4年12月28日から施行する。